

郡上市国土強靱化地域計画

～美しい「ふるさと郡上」を次世代に引き継ぐために～

(令和7年度から11年度)

令和7年7月

郡 上 市

<目 次>

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	1
第1章 強靱化の基本的考え方	2
1 強靱化の理念	2
2 基本目標	2
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
(1) 本市の特性を踏まえた取組推進	3
(2) 効率的・効果的な取組推進	3
(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進	3
第2章 本市の地域特性	4
1 市域の特色	4
2 気候的特性	5
3 社会経済的特性	5
(1) 人口	5
(2) 産業	5
(3) 交通	6
第3章 計画策定に際して想定するリスク	7
1 風水害（水害、土砂災害）、大雪	7
2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ巨大地震）	8
3 密集火災	9
4 火山災害	9
第4章 脆弱性評価	10
1 脆弱性評価の考え方	10
2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	10
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	12

第5章 強靱化の推進方針	13
1 推進方針の整理	13
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	13
3 施策目標とする指標の設定	13
(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	14
(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～	16
(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～	18
(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	20
(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	23
(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～	26
(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	27
(8) 行政機能 ～公助の強化～	29
(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	35
(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の最大化～	35
(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～	37
(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～	38
(13) デジタル等新技術活用 ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～	39
第6章 計画の推進	40
1 施策の重点化	40
2 毎年度のアクションプランの策定	40
3 計画の見直し	40
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	43
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	68
(別紙3) リスクシナリオごとの推進方針	87

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、その後、国においては「国土強靱化基本計画」が平成26年に作成された。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本市においても、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震や、内陸直下型の長良川上流断層帯地震など、いかなる災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害を受けることが仮にあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるように、この規定に基づき、国土強靱化地域計画を策定する。

本計画に基づく事業実施を通じ、いつまでも元気であり続ける強靱な郡上市の実現を目指す。

2 計画の性格

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめる。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

なお、計画期間内であっても、修正の必要が生じた場合には、見直しを実施する。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

本市は、岐阜県のほぼ中央部の山間地域に位置し、清流長良川や緑豊かな森林に囲まれており、人々はこの美しい自然環境のなかで暮らしや文化を育んできた。その一方で、古来、あまたの災害に見舞われるも、先人たちは、たゆまぬ治山、治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、長い歴史と伝統をもつ郡上市を築き上げてきた。

私たちはこの故郷を次世代に引き継ぐため、自然災害や大規模地震といった万が一の危機を直視し、災害を忘れることなく、平時からの備えを行っていかなければならない。

本市合併後も、平成16年の台風23号、平成18年豪雪、平成30年7月豪雨、台風21号及び令和7年豪雪をはじめとする多くの大災害を経験している。また近年は、今までに経験したことのないような大規模な風水害や地震などが全国各地で発生している。こうした災害の教訓を踏まえ、県や関係団体、そして市民が一体となって、豪雨災害や今にも起こりうる巨大地震等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に向けた取り組みの強化を図る必要がある。

東日本大震災など過去の大規模災害では、住民の助け合いによって多くの命が救われている。「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進め、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による市民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

こうした理念のもと、強靱化の取り組みを行政と市民が一体となって進めることにより、本市の持続的成長と発展につなげていく。

2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。これを踏まえ、郡上市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4項目を基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

なお、市民生活や市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、近年の気候変動の影響による全国各地での豪雨災害の頻発化・激甚化、さらには震度5以上の大規模地震の発生が増大していることなどから、本計画では、国土強靱化基本計画と同様に、まずは大規模な自然災害を対象とすることとする。

(1) 本市の特性を踏まえた取組推進

- ・ 人口減少や少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ・ 直近の平成30年7月豪雨災害や台風21号による停電被害をはじめ、過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態が常態化してきたことを念頭に置いて取組みに当たること。
- ・ 県土の10%に当たる約1,030平方キロメートルの面積を有し、その約9割を山林が占めるという本市の地勢的な特性や、災害リスクを踏まえて取組みを進めること。
- ・ それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・ 国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・ 「自律・分散・協調」型の国土形成を促す効果的な方策を、国全体が進める中で地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ・ 非常時のみならず、日常の市民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・ 限られた資源の中、国県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・ 強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会等を通じた継続的な防災教育の取組みを進めること。
- ・ 平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。

第2章 本市の地域特性

1 市域の特色

本市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、南北約50km、東西約30キロで県の約10分の1に当たる1,030.75平方キロメートルと広大な面積を有している。北部へ行くほど標高が高く、市の最高峰は標高1,810mの銚子ヶ峰で、一番低い美並町木尾の110mと比べて大きな高低差がある。市域の約90%を森林が占めており、河川沿いを中心に、集落や耕地が開けている。その一方で多数の集落が、土砂災害のおそれが高い急峻な地形の狭隘部に存在している。

また、大日ヶ岳を源流とする長良川は、北から南へ貫流しており、市域のほとんどが長良川の流域である。このほかに、北西部に位置する石徹白川は九頭竜川の支流に、東部の和良川や弓掛川は飛騨川の支流に属している。

地質は、美濃帯に属し、砂岩、頁岩(けつがん)、チャート、石灰岩、凝灰岩などの基盤の上を流紋岩や安山岩の火山岩が覆っている。



2 気候的特性

本市は、内陸にあつて、一般に飛騨気候区に近い天候をあらわすが、やや太平洋よりにあたるため、夏は晴天の日の多い太平洋式の海洋性温帯気候をあらわす。一方、冬は、南北に50数kmの長い地形のため、南部では数cmの積雪しかないのに北部では1mを超える積雪がある。旧美並村・旧和良村以外の地域は豪雪地帯に指定されており、寒冷期が長く、積雪量も多く、気温の比較差の大きい日本海型の内陸性気候区に属する。

また、本市は湿気を含んだ南東の季節風が越美山脈に吹きつけるため、県内でも有数の多雨地帯である。

3 社会経済的特性

(1) 人口

本市の住民基本台帳人口は、令和7年4月1日現在で37,328人、世帯数は15,357世帯である。

国勢調査による人口の推移は、令和2年の人口は38,997人であり、平成22年の人口44,491人と比較すると、10年間で5,494人（約12.3%）減少しており、平成27年からの5年間では3,093人（約7.3%）の減少となっている。

令和2年の世帯数は、14,562世帯で、平成27年からの5年間で48世帯の減少になっている。一般世帯の人員は、令和2年で約2.62人／世帯となっており、平成22年の2.98人／世帯と比較して年々減少傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえる。

また、令和2年国勢調査の年齢別人口は、14歳以下の年少人口が4,574人（11.8%）、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が19,746人（50.7%）、65歳以上の老年人口が14,612人（37.5%）となっており老年人口割合が非常に高くなっており、着実に少子・高齢化が進行していることが確認できる。

高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産業

令和2年国勢調査の総就業者数は20,449人であり、これは総人口の約52.4%に該当する。

産業別では第一次産業就業者数が1,279人（6.3%）、第二次産業就業者数が6,901人（33.8%）、第三次産業就業者数が12,182人（59.6%）となっている。産業大分類別の就業者の割合は、平成22年から大きな変化はみられない。

農業は、中山間地域の気象条件を生かした稲作や施設園芸、高冷地野菜栽培等が営まれているが、担い手の不足や耕作放棄地の増加、鳥獣被害、さらに近年の天候不順が農業生産に深刻な影響を与えている。

工業は、高速自動車道の整備により、自動車部品や大型製材工場などの企業進出がみられるようになり、製造品出荷額等は増加傾向にある。商業は、主要幹線道路沿いへの店舗の立地が進んでいる一方、商店街は空き店舗が増加し、活力が低下している。

(3) 交通

本市を南北に縦断する東海北陸自動車道には、それぞれの地域にインターチェンジが設置され、国道・県・市道と連結した交通網を形成している。

また、国道156号線に並行して長良川鉄道が走っており、住民の足となっている。本市の明宝・和良地域は、国道・県道に市道が連結して交通網ができており、定期バスが運行されているが、住民の移動は主に自家用車に依存している。

災害時における応急対応や緊急輸送の際の道路の確保を考えると、今後とも道路網の整備が重要である。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本市は、急峻な山地に囲まれ、長良川をはじめいくつかの中小河川が屈曲して流れており、多数の急傾斜地、砂防指定地を抱えている。こうした地形的要因から、土石流、がけ崩れ、道路の決壊、河川の氾濫等の風水害や、豪雪地帯特有の雪害等の大規模な自然災害に見舞われやすい。

また、直下には長良川上流断層帯をはじめとする多くの断層が確認されており、これを震源とする内陸直下型地震等の発生が懸念されている。南海トラフの巨大地震、さらに活火山である白山の噴火も懸念される。

原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

1 風水害（水害、土砂災害）、大雪

本市の地勢的条件から山間部水害が起こりやすく、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流や土砂災害（特別）警戒区域に指定されている区域では、家屋の流埋没あるいは道路の被害等が予想される。

近年では平成11年9月の9・15豪雨や平成16年10月の台風23号による水害、さらに平成30年7月豪雨など、集中豪雨により局所的に被災するという新たな水害の様相を呈するようになってきている。また、大型台風が通過する場合にあっては、強風による倒木停電等の相当規模の被害が予想される。



平成16年10月台風23号災害(八幡町)

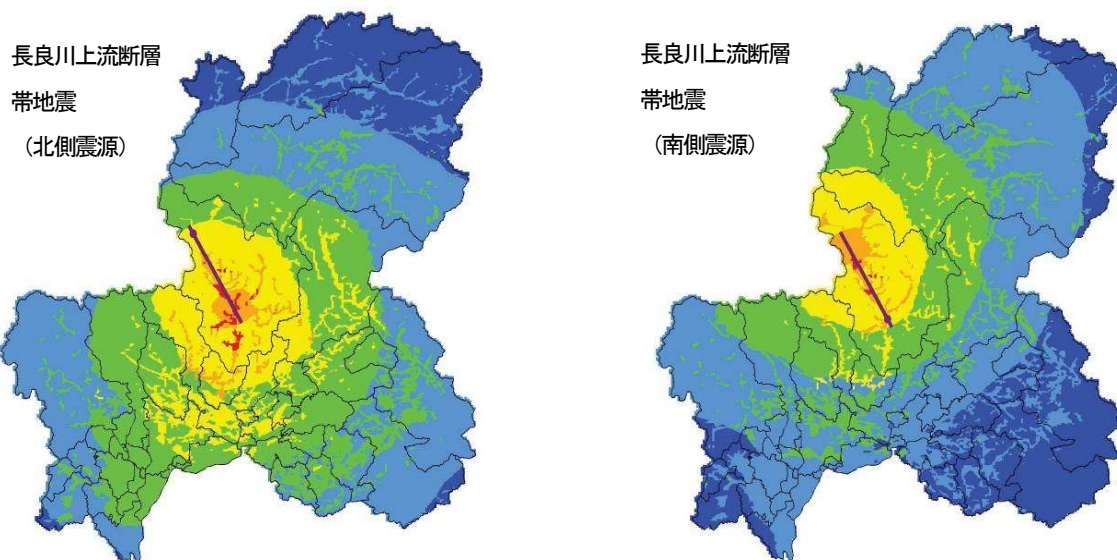


平成30年7月豪雨災害(和良町)

また、本市の内、平成16年3月合併の旧和良村、旧美並村を除く地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）による豪雪地帯に指定されている。昭和56年の56豪雪、平成14年豪雪、平成18年豪雪及び令和7年豪雪時に見られたように、豪雪により局地的な雪崩、交通網の寸断をはじめ、倒木による長期停電などの被害が予想される。

2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ巨大地震）

岐阜県は「南海トラフの巨大地震等被害想定調査(平成25年2月)」、「内陸直下地震被害想定調査(平成31年2月)」等の地震防災対策に備えた調査を実施しており、特に本市に影響が大きいと想定される地震の被害予測は次のとおりである。



地震の被害予想（内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査より（H31.2岐阜県公表））

地震名	震源	震度	人的被害(人)				避難者数(人)	建物被害(棟)		出火件数
			死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数		全壊	半壊	
長良川上流断層帯地震	北側震源 (断層破壊が南へ進む)	市域の4割は震度7の強い揺れが、5割は震度6強～6弱の揺れが予測される。	635	1,108	3,195	1,458	16,926	11,606	8,189	188
	南側震源 (断層破壊が北へ進む)	市域の2割は震度7の強い揺れが、7割は震度6強～6弱の揺れが予測される。	508	883	2,831	1,159	14,297	9,219	8,100	173
高山・大原断層帯地震	北側震源 (断層破壊が南西へ進む)	市域の8割が震度6強～6弱の揺れが、北東部では震度7の強い揺れも予測される。	234	405	1,974	535	8,726	3,967	6,922	53
	南側震源 (断層破壊が北東へ進む)	市域のほとんどに震度6弱～5強の揺れが、北東部では震度6強の揺れも予測される。	30	51	513	68	1,833	520	2,335	7

地震名	震源	震度	人的被害(人)				避難者数(人)	建物被害(棟)		出火件数
			死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数		全壊	半壊	
阿寺断層帯地震	南側震源 (断層破壊が北西へ進む)	市域の7割は震度6弱、あとは震度5強の揺れが予測される。	80	139	1,154	184	4,459	1,386	4,803	12
	北側震源 (断層破壊が南東へ進む)	市域の7割は震度6強～6弱、あとは震度5強～5弱の揺れが予測される。	66	114	888	151	3,482	1,247	3,951	12
揖斐川―武芸川断層帯地震		市域の6割は震度6強～6弱、あとは震度5強～5弱の揺れが予測される。	64	110	826	145	3,350	1,244	3,716	14
跡津川断層帯地震		市域のほとんどに震度5強の揺れが予測される。	53	93	1,011	122	3,929	1,050	4,599	12
南海トラフの巨大地震		市域全体が震度5強となり、一部震度6弱の揺れが予測される	8	14	319	19	2,149	681	2,310	7

3 密集火災

市域のうち八幡町及び白鳥町地内の市街地等においては、木造家屋が密集しており、強風時や震災時等の特殊条件下にあつては、大規模火災の発生が懸念される。

4 火山災害

平成26年9月に発生した御嶽山噴火は、多くの犠牲者が発生する戦後最悪の火山災害となった。岐阜県には御嶽山のほかに焼岳、乗鞍岳、白山、アカダナ山の4つの活火山がある。

本市は、国、県、関係市町村、公共機関、火山専門家等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための「白山火山防災協議会」に参加しているが、今回の災害を踏まえ、火山防災対策の検討を進めなければならない。

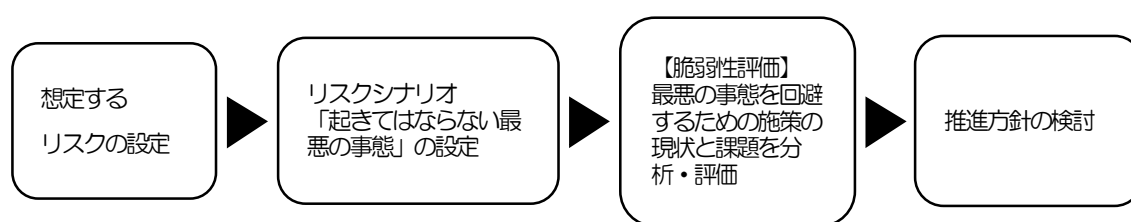
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国土強靱化基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国及び県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討した。



2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施している。

具体的に、国は6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」、県では7つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次頁のとおり設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模な土砂災害や火山噴火による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民等に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災や救援ルート寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		2-6	想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-2	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		4-2	食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-3	農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止
		5-2	幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	公共施設の損壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
7	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える	7-1	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態
		7-2	地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

前項の27項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

脆弱性評価結果は別紙1、2のとおりである。

（別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 43頁～）

（別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果 68頁～）

<個別施策分野>

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| (2) 国土保全 | ～河川、砂防、治山、火山等対策～ |
| (3) 農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| (4) 都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| (5) 保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| (6) 産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| (7) ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| (8) 行政機能 | ～公助の強化～ |
| (9) 環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

<横断的分野>

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の最大化～ |
| (11) 官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| (12) メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |
| (13) デジタル等新技術活用 | ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～ |

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

<個別施策分野>

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| (2) 国土保全 | ～河川、砂防、治山、火山等対策～ |
| (3) 農林水産 | ～災害に強い農地・森林づくり～ |
| (4) 都市・住宅／土地利用 | ～災害に強いまちづくり～ |
| (5) 保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| (6) 産業 | ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～ |
| (7) ライフライン・情報通信 | ～生活基盤の維持～ |
| (8) 行政機能 | ～公助の強化～ |
| (9) 環境 | ～廃棄物及び有害物質対策～ |

<横断的分野>

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 | ～自助・共助の最大化～ |
| (11) 官民連携 | ～民間リソースを活かした対応力強化～ |
| (12) メンテナンス・老朽化対策 | ～社会インフラの長寿命化～ |
| (13) デジタル等新技術活用 | ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～ |

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、事前に備えるべき7つの目標に照らして必要な対応を13の施策分野ごとに取りまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるように十分に配慮する。

3 施策目標とする指標の設定

13の施策分野ごとの推進方針に、施策目標とする業務指標（KPI）を設定する。

なお、目標年度は、計画終期である令和11年度を基本としつつ、項目によっては、統計の調査周期や現在進行中の他の計画との整合を図るため別の年度としている。

また、業務指標（KPI）は、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行うこととする。

13の施策分野ごとの推進方針及び業務指標（KPI）を次ページ以降に示す（「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針は別紙3のとおり）。

＜個別施策分野＞

（１）交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

（緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保）

- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のＬＥＤ化を推進する。

（広域的幹線道路の整備促進）

- 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する。
- 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む。

（狭隘箇所等の整備推進）

- 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する。とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する。

（道路啓開の迅速な実施）

- 令和６年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。

（孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保）

- 市域の約９０％を森林が占めており、地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸

念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する。

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する。
- 大雪、暴風雪警報等の発表時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う。
- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。
- 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(鉄道施設の防災・減災対策の強化)

- 地域を支える広域的な交通機関である長良川鉄道の安全運行を確保するため、国や県、沿線市町と協調し老朽化した鉄道施設の整備や安全対策を支援する。
- 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う。
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る。
- 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する。
- 気象警報等発表の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携の上で、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う。
- 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する。

業務指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
市管理道路斜面等の要対策箇所数	44 箇所(R7)	39 箇所(R11)
除雪体制を維持するための除雪車両数	62 台(R6)	62 台維持(R11)
PC 枕木の交換率	41%(R6)	49%(R11)
市内交通事業者数（鉄道、バス、タクシー）	7 社(R7)	7 社維持(R11)

（２）国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

（総合的な水害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、水害が頻発していることから、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、市管理の河川・水路においても改修や整備を推進し治水事業のハード対策を迅速に進める。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対し、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。
- 洪水時の円滑な避難のため、洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する。
- 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する。
- 平成30年7月豪雨などの災害を踏まえ、市管理の河川・水路施設においても洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。
- 「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する。

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する。また、土砂災害発生危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。
- 令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する。

- これまでの要配慮者利用施設や避難所への土砂災害対策に加え、重要な防災拠点となる施設への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する。
- 平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する。
- 地震発生後には、ドローンを活用し天然ダム等を早期に発見するとともに、土砂災害の恐れがある場合には、土石流センサーを活用した監視・計測による緊急避難体制を確保する。また、大規模土砂災害に備えて、平時から関係機関と連携した防災訓練を実施する。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知及び活用を促す。

（火山災害対策の推進）

- 平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山である白山への登山届が義務化された。本市には、白山への登山口を有していることから、登山届の提出を促進し、登山者の把握と安全啓発を促進する。
- 白山火山連絡協議会など関係機関と連携を図りながら情報伝達訓練や実動訓練などの防災訓練を継続的に実施する。

（液状化対策の推進）

- 液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する。

業務指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
土砂災害発生危険箇所	120 箇所(R7)	100 箇所(R11)
要配慮者施設での避難訓練実施率	38.5%(R6)	100%(R11)
火山災害発生情報伝達訓練の実施	1 回(R7)	毎年度実施

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生のおそれがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、支援する。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を支援する。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立地域の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能の確保に向け、引き続き整備を推進する。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的に林道整備を推進する。

(災害に強い森林づくり)

- 本市は市域の90%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森

林整備を計画的に推進する。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みを推進する。

- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する。
- CLT（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって、市産材需要を拡大し、市内の森林整備の促進を図る。
- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるための防除対策を推進する。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策におけるEco-DRRの取り組みを更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進し、従前の環境回復を積極的に取り組む。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取り組みや、境界・権利者の明確化を通じた施業の集約化を図れるよう、制度や技術の活用に係る研修会や、所有権整理に関する法的な検討会により、流域内の森林整備を推進する。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法の普及を図る。
- 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所の倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する。
- 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する。

業務指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
中山間等直接支払交付金取り組み協定数	167 協定(R6)	167 協定維持(R11)
多面的機能支払交付金取り組み組織数	81 組織(R6)	81 組織維持(R11)
農業次世代人材投資事業給付金の受給者数	7 人(R6)	10 人(R11)
基幹的農道の供用開始延長	6km(R7)	30km(R11)
環境保全林の整備面積（間伐、植栽面積）	1,030ha(R6)	1,100ha(R11)
未利用材の搬出促進事業による木材搬出量	600トン(R6)	660トン(R11)

(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する。
- 土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する。
- 初期消火の訓練やD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図る。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。
- 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる。

(住宅等の防災対策の推進)

- 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報提供等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施する。また、盛土規制法の施行前に把握した大規模盛土造成地については、変動予測調査等を実施する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 商工会などと連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」 ことについて周知するとともに、ＢＣＰ策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する。
- 大規模災害時に多数の観光客等の帰宅困難者が発生すると予想されるため、避難誘導、受入れ、備蓄品の配布等及び情報提供の方法について、マニュアル化を進めるなど、体制の強化を図る。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。また、市の罹災証明書発行業務が迅速に行えるよう、被害認定調査について、県・他市町村相互による職員応援体制に基づく支援を受け入れる。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制を確保する。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、県と連携強化を図る。

(市街地整備の促進)

- 市街地の防火機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建造物が密集している地区において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する。

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取り組みについても、継続して実施する。

- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取り組みを推進する。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取り組みを検討する。

(環境保全の推進)

- 市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。
- 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・整備を推進する。
- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、支援する。【再掲】

業務指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
住宅及び多数の利用がある建築物の耐震化率	95%(概ね解消)(R6)	95%(R11)
住宅用火災警報器設置率	57%(R6)	80%(R11)
ブロック塀等撤去実施件数	15 件(R6)	35 件(R11)
郡上市空き家バンクへの登録総数	250 件(R6)	400 件(R11)
大規模盛土造成地のスクリーニングの実施	一時結果の公表(R6)	第二次スクリーニングの実施(R11)
観光施設（郡上八幡城）での避難訓練の実施	1 回(R6)	毎年度 2 回実施
応急仮設住宅建設可能用地の確保	2,180 戸分(R6)	3,959 戸分(R11)
地籍調査の実施累計面積（認証面積+調査中換算面積）	43.37 ㎢(R6)	44.56 ㎢(R11)
資料保存整理実践講座の開催	3 回(R6)	毎年度 2 回以上開催

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(災害医療体制の充実)

- 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体の安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画（BCP）の見直しを行う。
- 災害拠点病院との連携を強化するとともに、近隣の県・市との相互受入等の調整を図る。
- 災害時派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入、調整・活動要領について、検討を進める。
- 市内の医師会等との協定を基に、大規模災害発生時の協力・支援体制について、平時から防災訓練等を活用した連携要領について検討を深める。

(医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進)

- 市民病院は、建設から19年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時の医療器材の需要に対応するため、医薬品、食料、非常用自家発電装置の燃料等の備蓄を推進する。
- 非常用自家発電設備用の燃料を確保するために燃料供給事業者との連携強化を図る。

(避難所環境の充実)

- 避難所運営に必要な資機材、設備等を計画的に整備するとともに、備蓄品の適切な維持、管理に努める。
- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「避難所運営マニュアル」を適宜改定する。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取り組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取り組みを強化する。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制を整備する。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、自主防災組織育成研修会などにおいて避難所運営に関する研修を開催するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取り組みを強化・推進する。

- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議における委員への女性の登用を促進する。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する。
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、被災動物救援マニュアルの作成を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。
- 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まることに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む。
- 本市では指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 福祉避難所が円滑に運営できるよう、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練を支援するとともに、福祉避難所の充実、強化に向けて、福祉避難所管理団体との連携を強化する。

(災害時健康管理体制の整備)

- 災害時において市民の健康管理が適切に展開できるよう、本市の「災害時保健活動～保健師編～」や、県、国が作成している災害時保健活動に基づき、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。
- 感染症予防や食中毒予防、エコノミークラス症候群予防、熱中症予防等、事前に予測できる疾患に関して、平素からパンフレット等を用いた健康教育を推進する。
- 慢性疾患の悪化やストレスによるメンタルヘルスの悪化を防ぐための、健康相談等の体制を整備する。

(医療・介護人材の育成・確保)

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、医師会等関係機関との連携強化を図る。

(感染症対策の強化)

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、円滑な予防接種を実施する。

(社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進)

- 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。
- 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する。
- 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなど自家発電装置の設置を推進する。
- 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する。
- 土砂災害特別警戒区域又は洪水浸水想定区域に位置する、郡上偕楽園や明宝保育園をはじめとする介護老人福祉施設や保育施設（児童館）の移転等について調査、検討を行う。

業務指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
病院事業継続計画の見直し	未実施(R6)	見直し完了(R11)
医療従事者防災研修	2回(R6)	毎年度2回以上実施
病院施設長寿命化計画策定	策定中(R6)	策定完了(R11)
病院の食糧・飲料水の備蓄	入院患者3日分(R6)	入院患者・医療従事者6日分(R11)
避難所運営マニュアルの見直し	未実施(R6)	見直し完了(R11)
地区集会施設整備事業補助金（地区集会施設の耐震補強工事）申請件数	0%(R6)	3件(R11)
福祉避難所対象施設との協定更新率	0件(R6)	100%(R11)
市域の「災害時保健活動関連情報の概況」の更新	更新(R6)	毎年度更新
福祉避難所対象施設との受入訓練実施率	0%(R6)	100%(R11)

（６）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

（事業継続体制の構築に向けた支援）

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やＢＣＰの策定支援、フォローアップに取り組む。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む。また、種苗生産施設においてもＢＣＰの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるＢＣＰの策定を促進する。
- 商工会や産業支援センターなどの関係機関と事業継続に係る連携を強化する。

（企業誘致の推進、企業立地の促進）

- 市内産業の生産力を強化と、他地域との競争力向上につなげるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節点という立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する。

（観光地等の風評被害防止対策の推進）

- 大規模災害発生時に、報道等で県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

（冬季観光事業者の災害対応力の強化）

- 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む。

業務指標（ＫＰＩ）

指標名	現状値	目標値
事業者の事業継続力強化計画の策定数（累計）	90 事業者(R6)	180 事業者(R11)
事業所等設置奨励金新規申請件数	1 件(R6)	2 件(R11)
冬季観光事業者の情報共有等の場づくり支援	3 回(R6)	毎年度 3 回実施

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(総合的な大規模停電対策の推進)

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む。
- 市（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る。
- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める。
- 長期的な汚水処理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、汚水処理機能の維持に努める。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。

(上下水道部門の業務継続体制の強化)

- 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の創出と活用の取り組みを検討するとともに、農業水利施設等を活用した小水力発電施設の整備や保全及び、木質バイオマス発電の導入等を推進する。
- 木質バイオマス発電燃料の安定供給を図るため、林地に残された未利用材の搬出を推進する。

(電気、通信の確保)

- 電気、通信のライフラインを確保するため、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、今後も引き続き事業を推進する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。

(燃料供給体制の強化)

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施やサービスステーション過疎地域での燃料供給途絶の防止等を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む。
- 「分散型エネルギー」であるLPGガスについては、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用できることから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPGガスを優先供給できるようにする。
- 市民生活に必要な燃料供給施設の事業継続力を向上させるため、施設の修繕や備品整備等の支援を推進する。

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市集落を単位とした備蓄の充実を促進する。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話がともに使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する。

業務指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
水道管の耐震化率（管路延長：900 km）	22.6% (R6)	29.3% (R11)
上下水道の事業継続計画の見直し	実施済 (R6)	毎年度実施
災害時応急対策関係団体との情報交換会の開催回数	未開催 (R6)	毎年度開催
市内の燃料供給施設数	29 施設 (R6)	29 施設維持 (R11)

（８）行政機能 ～公助の強化～

（災害初動対応力の強化）

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取り組みを推進する。また、市民が主体的に避難行動をとれるよう、避難情報を早めに空振りをおそれず発令する。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する。

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- 大規模災害の発生に備え、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう、関係機関などと連携した実動訓練を継続的に実施する。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、トイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する。

（庁舎等の防災拠点機能の確保）

- 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する。

（消防庁舎の老朽化対策）

- 消防防災拠点である「市消防本部、郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する。大規模改修等の検討にあたっては、基幹的な防災拠点としての消防署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても消防機能が遺憾なく発揮できるようにする。
- 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

（受援体制・広域連携の強化）

- 県境道路や他市との境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る。

(受援体制の整備)

- 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う。
- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急自動車等の円滑な通行を可能とするため、インターネット等を活用し、市内の発災時における道路通行規制情報をわかりやすく提供する。
- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段を検討する。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」について周知を図る。
- 外国人向け情報提供手段として、多言語防災情報アプリ等を活用した災害情報の使用推進を図る。
- 外国人向けの避難情報の多言語発信の取り組みを促進するとともに、避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する。
- 防災情報の確実な伝達と市の災害対応能力向上のため、住民への応報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難指示等発令の迅速な意思決定等に資するよう、市内の被害情報等を集約するシステムを構築する。
- 災害情報の伝達方法については、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく。
- 災害時における避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（安心・安全メール、エリアメール）など、多様なツールを導入しているが、一層の充実や迅速化を進めるため、各種サービスの効果的な利用、情報伝達手段の多重化を推進する。

- 指定緊急避難場所において情報収集等の通信手段を確保するため、テレビ視聴と公衆無線 LAN (Wi-Fi) ができる環境を整備した。災害時、これらの施設が適切に稼働できるよう、平時からの維持管理に努める。未整備の避難場所については、災害リスクを検証し、必要に応じてテレビ視聴、無線通信環境を整備する。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するなど、情報伝達施設の適切な維持管理に努める。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。
- 郡上市業務継続計画 (BCP) を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う。

(消防業務の継続体制強化)

- 大規模災害発生時においても、消防等における災害対応業務を実施しつつ、消防機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、「郡上市業務継続計画」を見直すなど業務継続体制を強化する。
- 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の

確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やめぐみの農業協同組合等と災害時応援協定を締結し、災害時に必要となる食料等の生活必需物資の調達や、米の備蓄・供給に係る体制を構築しており、引き続き、被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、協定に基づく食料供給体制の維持を図る。

(被害想定の見直し)

- 市内に断層の所在が分かっており、県の被害想定をもとに、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取り組みを推進する。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

- 大規模災害時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、備蓄・資機材の充実を促進する。また、実践的な訓練を継続して実施する。

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る。

- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取り組みを進めておくことが重要となる。このため、国のガイドラインや手引きにより地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取り組み・手順等について、事前に整理検討する。

(警察署との連携強化)

- 大規模震災時、警察署も被災することが予想され十分な警察力を確保できない場合に備えて、平素から警察署・駐在所と行政、自治会、消防団等が協同して治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、連絡を密にして協力体制を築く。

(消防団員による治安の維持)

- 大規模震災時、地域の治安維持や犯罪等を防ぐため、消防団による地域の警戒を実施する。

(災害対応力強化のための資機材等整備)

- 大規模災害発生時に、消防団員による人命救助、行方不明者の搜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。また、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する。
- 大規模災害発生時に、消防活動が迅速かつ的確に行われるよう、出動車両や各装備資機材、情報通信基盤を更新計画により整備することや耐震性貯水槽等の消防水利施設を整備する。

(消防団員等の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、消防団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。

- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。
- 高齢化する消防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

(消防力の強化)

- 災害時における外国人からの 119 番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- 消防本部と消防団との連携強化を構築するため、各災害対応訓練を計画的に実施する。
- 複雑、多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。

(緊急消防援助隊の支援受入体制の整備)

- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊の支援を円滑に受け入れるため、平素からの連絡体制を保持するとともに、応援部隊への支援情報整備、集結地や宿泊地の準備等、受入の体制を整備する。

(緊急ヘリポートの確保)

- 市内には、ヘリポート専用の場外離着陸場が 1 箇所であり、多発した孤立集落の発生に対して迅速に国や県の支援を受けるためにはヘリポートが必要である。崖崩れ等が発生して陸路が遮断され、孤立が予想される地域にはヘリポートの計画的な整備を推進する。

業務指標 (K P I)

指標名	現状値	目標値
道の駅の協力体制づくりのための連絡協議会の開催	未開催 (R6)	毎年度開催
本庁及び 6 支所への自立・分散型非常用電源の導入数	1 施設 (R6)	7 施設 (R11)
消防庁舎 (3 施設) 大規模改修	0 施設 (R6)	2 施設 (R11)
郡上市消防本部受援計画の見直し	実施中 (R6)	見直し完了 (R11)
災害時受援計画の見直し	未実施 (R6)	見直し完了 (R11)
メール配信サービス登録者数 (防災関係)	7,468 人 (R6)	8,000 人 (R11)
避難所無線 LAN の定期点検	未実施 (R6)	毎年度実施
情報システム部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の見直し	未実施 (R6)	見直し完了 (R11)
災害時備蓄品整備計画における主食、副食の備蓄状況	充足 (R6)	充足維持 (R11)
耐震性貯水槽の設置数	0 基 (R6)	7 基 (R11)
消防用車両整備 (更新 42 台)	0 台 (R6)	42 台 (R11)
消防本部と消防団との連携強化訓練の実施	1 回 (R6)	毎年度実施
場外離着陸場の整備	1 箇所 (R6)	2 箇所 (R11)

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営、管理及び処理先を確保するため、県等との連絡調整など、市の災害廃棄物処理計画の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。
- ごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を促進する。また、ごみ焼却施設が被災した場合でも迅速に復旧できるようにするため、施設の補修に必要な資機材及び燃料を備蓄する。
- 強靱な廃棄物処理施設を維持するとともに、停電等による廃棄物処理施設の機能低下を防ぐため、代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを各施設に整備する。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

業務指標 (K P I)

指標名	現状値	目標値
災害廃棄物処理計画の見直し	未実施(R6)	見直し完了(R11)

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の最大化～

(防災教育の推進)

- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や、地域の特性に応じた、年3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する。
- 学校において、家庭や地域と連携した「命を守る」防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、学校の実情に応じた実効性のある自主的な取り組みの拡大に努める。
- 災害時において児童生徒の安全を確保するため、それぞれの小中学校の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応した実効性の高い危機管理マニュアルに見直す。

（災害から命を守る市民運動の推進）

- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく市民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く市民に普及・啓発を図る。

（住民主体での避難対策の強化）

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく。
- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの継続的な修正を行い、市民に公表し、住んでいる地域の情報について、周知する。
- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順（マイ・タイムライン）を考えることの重要性を住民に周知する。

（要配慮者支援の推進）

- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取り組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取り組みといった優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定を進める。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみの防災訓練の実施を促進する。

（防災人材の育成・活躍促進）

- 地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。

（コミュニティ活動の担い手養成）

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取り組みを支援する。

- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

（農業担い手の育成、確保）

- 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者確保のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の確保、育成を推進する。

（建設業の担い手育成・確保）

- 地域の復旧、復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備をはじめ、担い手確保につながる魅力発信等を促進することにより、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

（被災建築物応急危険度判定士の育成）

- 被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る。

業務指標（K P I）

指標名	現状値	目標値
学校における家庭や地域と連携した防災教育の実施率	65%(R6)	100%(R11)
小中学校危機管理マニュアルの見直し実施率	65%(R6)	100%(R11)
避難行動要支援者の個別避難計画の見直し	未実施(R6)	見直し完了(R11)
消防団員の充足率（定員 1,700 人）	93.4%(R6)	95%(R11)
自主防災組織による防災訓練の実施率	85.3%(R5)	100%(R7)
建設業関係団体との意見交換会の開催回数	1 回(R6)	毎年度開催
被災建築物応急危険度判定士数	59 人(R6)	63 人(R11)

（11）官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

（支援物資の供給等に係る官民の連携体制の強化）

- 引き続き、物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

（災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築）

- 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する。
- 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する。

業務指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
災害時応援協定等締結数	53 協定(R6)	63 協定(R11)
社協と連携したボランティアセンター開設訓練の実施	未実施(R6)	毎年度実施

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(道路施設の維持、長寿命化対策の推進)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画」及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する。
- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する。

(河川・水路施設等の維持・長寿命化対策)

- 浸水被害を回避または最小限に抑えるためには河川・水路施設等が確実に機能を発揮できるよう機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う災害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に市民の生命、財産や暮らしを守るよう、適宜、点検等を行い、点検結果に基づく適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

業務指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
橋梁長寿命化修繕の要対策箇所数	51 橋(R7)	31 橋(R11)
市有建築物の耐震化率	85.3%(R6)	94.1%(R11)

(13) デジタル等新技術活用 ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～

(情報収集手段の多様化)

- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する。
- 災害時に、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取り組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する。

(防災・減災データの提供・情報発信の推進)

- 市内の河川の水位データや降積雪データの提供など、より分かりやすいデータの提供を進める。

業務指標 (K P I)

指標名	現状値	目標値
地域に配備する衛星携帯電話数	1 台(R7)	1 台維持(R11)

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」など下記の5つの視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を次項のとおり設定した。

これにより、施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映する。なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

2 毎年度のアクションプランの策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「郡上市国土強靱化地域計画アクションプラン」として取りまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1)交通・物流	・緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保 ・広域的幹線道路の整備促進 ・狭隘箇所等の整備推進 ・道路における大雪対策	・道路啓開の迅速な実施 ・孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 ・無電柱化の推進 ・鉄道施設の防災・減災対策の強化 ・交通事業者の災害対応力強化
(2)国土保全	・総合的な水害対策の推進 ・総合的な土砂災害対策の推進	・火山災害対策の推進 ・液状化対策の推進
(3)農林水産	・農業用ため池の防災対策の推進 ・農業水利施設の老朽化対策 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・農林道の整備 ・災害に強い森林づくり	・農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進
(4)都市・住宅 ／土地利用	・住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進 ・空き家対策の推進 ・大規模盛土造成地対策の実施 ・被災住宅への支援	・住宅等の防災対策の推進 ・帰宅困難者対策の推進 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 ・市街地整備の促進 ・地籍調査の促進 ・文化財等の保護対策の推進 ・環境保全の推進
(5)保健医療・福祉	・災害医療体制の充実 ・避難所環境の充実 ・避難所の防災機能の向上 ・福祉避難所の運営体制確保	・医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進 ・医療施設等におけるエネルギー・物資の確保 ・災害時健康管理体制の整備 ・医療・介護人材の育成・確保 ・感染症対策の強化 ・社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進
(6)産業	・事業継続体制の構築に向けた支援 ・企業誘致の推進、企業立地の促進	・観光地等の風評被害防止対策の推進 ・冬季観光事業者の災害対応力の強化
(7)ライフライン・情報通信	・総合的な大規模停電対策の推進 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ・電気、通信の確保	・上水道の応急復旧体制の強化 ・上下水道部門の業務継続体制の強化 ・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・燃料供給体制の強化 ・孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(8)行政機能	・災害初動対応力の強化 ・支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化 ・庁舎等の防災拠点機能の確保 ・消防庁舎の老朽化対策 ・受援体制・広域連携の強化 ・災害対策用資機材の確保・充実 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・非常用物資の備蓄促進 ・迅速な災害復旧体制の整備 ・災害対応力強化のための資機材等整備 ・消防団員等の確保・育成	・受援体制の整備 ・防災情報通信システムの維持管理 ・業務継続体制の整備 ・消防業務の継続体制強化 ・情報システム部門の業務継続体制の整備 ・災害時における食料供給体制の確保 ・被害想定の見直し ・災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化 ・複合災害への対応力の強化 ・複合災害発生リスクの周知・啓発 ・復興事前準備・事前復興の推進 ・警察署との連携強化 ・消防団員による治安の維持 ・消防力の強化 ・緊急消防援助隊の支援受入体制の整備 ・緊急ヘリポートの確保
(9)環境	・災害廃棄物対策の推進・	・有害物質対策の検討 ・河川に流出したごみ等の撤去・
(10)リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	・防災教育の推進 ・災害から命を守る市民運動の推進 ・住民主体での避難対策の強化 ・要配慮者支援の推進 ・防災人材の育成・活躍促進 ・コミュニティ活動の担い手養成 ・農業担い手の育成、確保 ・建設業の担い手育成・確保	・被災建築物応急危険度判定士の育成
(11)官民連携	・支援物資の供給等に係る官民の連携体制の強化 ・災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築	
(12)メンテナンス・老朽化対策	・道路施設の維持、長寿命化対策の推進 ・河川・水路施設等の維持・長寿命化対策	・公共施設等の長寿命化対策
(13)デジタル等 新技術活用	・情報収集手段の多様化 ・情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化	・防災・減災データの提供・情報発信の推進

「起きてはならない最悪の事態」リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する必要がある。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する必要がある。
- 初期消火の訓練やD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図る必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる必要がある。

(住宅等の防災対策の推進)

- 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報提供等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施する必要がある。また、盛土規制法の施行前に把握した大規模盛土造成地については、変動予測調査等を実施する必要がある。

(市街地整備の促進)

- 市街地の防火機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建造物が密集している地区において、建物の耐震化、不燃化等を図る必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。

(被害想定の見直し)

- 市内に断層の所在が分かっており、県の被害想定をもとに、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な水害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、水害が頻発していることから、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、市管理の河川・水路においても改修や整備を推進し治水事業のハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対し、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 洪水時の円滑な避難のため、洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する必要がある。
- 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を踏まえ、市管理の河川・水路施設においても洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。
- 「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する必要がある。

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する必要がある。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生の恐れがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する必要がある。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する必要がある。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災

害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

(河川・水路施設等の維持・長寿命化対策)

- 浸水被害を回避または最小限に抑えるためには河川・水路施設等が確実に機能を発揮できるような機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う災害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に市民の生命、財産や暮らしを守るよう、適宜、点検等を行い、点検結果に基づく適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

1-3) 大規模な土砂災害や火山噴火による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する必要がある。また、土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する必要がある。
- これまでの要配慮者利用施設や避難所への土砂災害対策に加え、重要な防災拠点となる施設への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する必要がある。
- 平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知及び活用を促す必要がある。
- 地震発生後には、ドローンを活用し天然ダム等を早期に発見するとともに、土砂災害の恐れがある場合には、土石流センサーを活用した監視・計測による緊急避難体制を確保する必要がある。また、大規模土砂災害に備えて、平時から関係機関と連携した防災訓練を実施する必要がある。

(火山災害対策の推進)

- 平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山である白山への登山届が義務化された。本市には、白山への登山口を有していることから、登山届の提出を促進し、登山者の把握と安全啓発を促進する必要がある。
- 白山火山連絡協議会など関係機関と連携を図りながら情報伝達訓練や実動訓練などの防災訓練を継続的に実施する必要がある。

1-4) 避難行動に必要な情報が適切に住民等に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(情報収集手段の多様化)

- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する必要がある。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。
- 災害時に、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する必要がある。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。
- 洪水時の円滑な避難のため、洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する必要がある。【再掲】
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急自動車等の円滑な通行を可能とするため、インターネット等を活用し、市内の発災時における道路通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。
- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段を検討する必要がある。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」について周知を図る必要がある。
- 外国人向け情報提供手段として、多言語防災情報アプリ等を活用した災害情報の使用推進を図る必要がある。
- 外国人向けの避難情報の多言語発信の取り組みを促進するとともに、避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する必要がある。
- 防災情報の確実な伝達と市の災害対応能力向上のため、住民への応報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難指示等発令の迅速な意思決定等に資するよう、市内の被害情報等を集約するシステムを構築する必要がある。
- 災害情報の伝達方法については、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく必要がある。
- 災害時における避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（安心・安全メール、エリアメール）など、多様なツールを導入しているが、一層の充実や迅速化を進めるため、各種サービスの効果的な利用、情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。
- 指定緊急避難場所において情報収集等の通信手段を確保するため、テレビ視聴と公衆無線LAN

N (Wi-Fi) ができる環境を整備した。災害時、これらの施設が適切に稼働できるよう、平時からの維持管理に努める必要がある。未整備の避難場所については、災害リスクを検証し、必要に応じてテレビ視聴、無線通信環境を整備する必要がある。

(住民主体での避難対策の強化)

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく必要がある。
- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの継続的な修正を行い、市民に公表し、住んでいる地域の情報について、周知する必要がある。
- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順（マイ・タイムライン）を考えることの重要性を住民に周知する必要がある。

(防災・減災データの提供・情報発信の推進)

- 市内の河川の水位データや降積雪データの提供など、より分かりやすいデータの提供を進める必要がある。

(防災教育の推進)

- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や、地域の特性に応じた、年3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する必要がある。
- 学校において、家庭や地域と連携した「命を守る」防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、学校の実情に応じた実効性のある自主的な取り組みの拡大に努める必要がある。
- 災害時において児童生徒の安全を確保するため、それぞれの小中学校の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応した実効性の高い危機管理マニュアルに見直す必要がある。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。【再掲】

(要配慮者支援の推進)

- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取り組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取り組みといった優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定を進める。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみの防災訓練の実施を促進する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するな

ど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。

- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するなど、情報伝達施設の適切な維持管理に努める必要がある。

1-5) 暴風雪や豪雪等に伴う災害による多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する必要がある。
- 大雪、暴風雪警報等の発表時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う必要がある。
- 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る必要がある。
- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。
- 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する必要がある。
- 気象警報等発表の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携の上で、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う必要がある。
- 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する必要がある。

(冬季観光事業者の災害対応力の強化)

- 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 大規模災害の発生に備え、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう、関係機関などと連携した実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、トイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する必要がある。

(支援物資の供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 引き続き、物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う必要がある。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める必要がある。
- 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う必要がある。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る必要がある。
- 長期的な汚水処理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、汚水処理機能の維持に努める必要がある。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

2-2) 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

(孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 市域の約90%を森林が占めており、地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）【再掲】

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。【再掲】

（非常用物資の備蓄促進）【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。【再掲】

（孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保）

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市集落を単位とした備蓄の充実を促進する必要がある。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話がともに使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する必要がある。

（緊急ヘリポートの確保）

- 市内には、ヘリポート専用の場外離着陸場が1箇所であり、多発した孤立集落の発生に対して迅速に国や県の支援を受けるためにはヘリポートが必要である。崖崩れ等が発生して陸路が遮断され、孤立が予想される地域にはヘリポートの計画的な整備を推進する必要がある。

2-3）警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

（災害対応力強化のための資機材等整備）

- 大規模災害発生時に、消防団員による人命救助、行方不明者の搜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。また、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防活動が迅速かつ的確に行われるよう、出動車両や各装備資機材、情報通信基盤を更新計画により整備することや耐震性貯水槽等の消防水利施設を整備する必要がある。

（消防庁舎の老朽化対策）

- 消防防災拠点である「市消防本部、郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する必要がある。大規模改修等の検討にあたっては、基幹的な防災拠点としての消防署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても消防機能が遺憾なく発揮できるようにする必要がある。
- 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

（消防業務の継続体制強化）

○ 大規模災害発生時においても、消防等における災害対応業務を実施しつつ、消防機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、「郡上市業務継続計画」を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

○ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する必要がある。

(消防力の強化)

○ 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、多言語同時通訳体制を引き続き維持する必要がある。

○ 複雑、多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る必要がある。

○ 消防本部と消防団との連携強化を構築するため、各災害対応訓練を計画的に実施する必要がある。

(緊急消防援助隊の支援受入体制の整備)

○ 大規模災害発生時における緊急消防援助隊の支援を円滑に受け入れるため、平素からの連絡体制を保持するとともに、応援部隊への支援情報整備、集結地や宿泊地の準備等、受入の体制を整備する必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化)

○ 初期消火の訓練やDIGを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図る必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。【再掲】

(受援体制の整備)

○ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う必要がある。

○ 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。

(消防団員等の確保・育成)

○ 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、消防団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。

○ 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。

○ 高齢化する消防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体の安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画（BCP）の見直しを行う必要がある。
- 災害拠点病院との連携を強化するとともに、近隣の県・市との相互受入等の調整を図る必要がある。
- 災害時派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入、調整・活動要領について、検討を進める必要がある。
- 市内の医師会等との協定を基に、大規模災害発生時の協力・支援体制について、平時から防災訓練等を活用した連携要領について検討を深める必要がある。

(医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進)

- 市民病院は、建設から19年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する必要がある。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時の医療器材の需要に対応するため、医薬品、食料、非常用自家発電装置の燃料等の備蓄を推進する必要がある。
- 非常用自家発電設備用の燃料を確保するために燃料供給事業者との連携強化を図る必要がある。

(医療・介護人材の育成・確保)

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、医師会等関係機関との連携強化を図る必要がある。

(社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進)

- 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。
- 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する必要がある。
- 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなど自家発電装置の設置を推進する必要がある。
- 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域又は洪水浸水想定区域に位置する、郡上偕楽園や明宝保育園をはじめとする介護老人福祉施設や保育施設（児童館）の移転等について調査、検討を行う。

2-5) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所環境の充実)

- 避難所運営に必要な資機材、設備等を計画的に整備するとともに、備蓄品の適切な維持、管理に努める必要がある。
- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「避難所運営マニュアル」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取り組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取り組みを強化する必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制を整備する必要がある。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、自主防災組織育成研修会などにおいて避難所運営に関する研修を開催するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取り組みを強化・推進する必要がある。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議における委員への女性の登用を促進する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る必要がある。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する必要がある。
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、被災動物救援マニュアルの作成を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する必要がある。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する必要がある。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まることに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資

する設備・備品の確保を図る必要がある。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む必要がある。

- 本市では指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する必要がある。
- 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める必要がある。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 福祉避難所が円滑に運営できるよう、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練を支援するとともに、福祉避難所の充実、強化に向けて、福祉避難所管理団体との連携を強化する必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- 災害時において市民の健康管理が適切に展開できるよう、本市の「災害時保健活動～保健師編～」や、県、国が作成している災害時保健活動に基づき、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。
- 感染症予防や食中毒予防、エコノミッククラス症候群予防、熱中症予防等、事前に予測できる疾患に関して、平素からパンフレット等を用いた健康教育を推進する必要がある。
- 慢性疾患の悪化やストレスによるメンタルヘルスの悪化を防ぐための、健康相談等の体制を整備する必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する必要がある。また、市の罹災証明書発行業務が迅速に行えるよう、被害認定調査について、県・他市町村相互による職員応援体制に基づく支援を受け入れる必要がある。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制を確保する必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する必要がある。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、県と連携強化を図る必要がある。

2-6) 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 商工会などと連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。

- 大規模災害時に多数の観光客等の帰宅困難者が発生すると予想されるため、避難誘導、受入れ、備蓄品の配布等及び情報提供の方法について、マニュアル化を進めるなど、体制の強化を図る必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。【再掲】

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（感染症対策の強化）

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、円滑な予防接種を実施する必要がある。

（避難所環境の充実）【再掲】

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「避難所運営マニュアル」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取り組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取り組みを強化する必要がある。【再掲】
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制を整備する必要がある。【再掲】
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、自主防災組織育成研修会などにおいて避難所運営に関する研修を開催するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取り組みを強化・推進する必要がある。【再掲】
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する必要がある。【再掲】
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、被災動物救援マニュアルの作成を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。【再掲】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（災害初動対応力の強化）

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取り組みを推進する必要がある。また、市民が主体的に避難行動をとれるよう、避難情報を早めに空振

りをおそれず発令する必要がある。

- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取り組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。
- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく必要がある。【再掲】
- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「避難所運営マニュアル」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取り組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取り組みを強化する必要がある。【再掲】
- 具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。【再掲】
- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段を検討する必要がある。【再掲】

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する必要がある。

(受援体制・広域連携の強化)

- 県境道路や他市との境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。【再掲】

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

- 郡上市業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う必要がある。

（情報システム部門の業務継続体制の整備）

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る必要がある。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく必要がある。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る必要がある。

3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（警察署との連携強化）

- 大規模震災時、警察署も被災することが予想され十分な警察力を確保できない場合に備えて、平素から警察署・駐在所と行政、自治会、消防団等が協同して治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、連絡を密にして協力体制を築く必要がある。

（消防団員による治安の維持）

- 大規模震災時、地域の治安維持や犯罪等を防ぐため、消防団による地域の警戒を実施する必要がある。

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

（事業継続体制の構築に向けた支援）

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やBCPの策定支援、フォローアップに取り組む必要がある。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む必要がある。また、種苗生産施設においてもBCPの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要がある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるBCPの策定を促進する必要がある。
- 商工会や産業支援センターなどの関係機関と事業継続に係る連携を強化する必要がある。

（企業誘致の推進、企業立地の促進）

- 市内産業の生産力を強化と、他地域との競争力向上につなげるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節点という立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する必要がある。

（観光地等の風評被害防止対策の推進）

- 大規模災害発生時に、報道等で県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

(冬季観光事業者の災害対応力の強化)【再掲】

- 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む必要がある。【再掲】

4-2) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やめぐみの農業協同組合等と災害時応援協定を締結し、災害時に必要となる食料等の生活必需物資の調達や、米の備蓄・供給に係る体制を構築しており、引き続き、被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、協定に基づく食料供給体制の維持を図る必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(農業担い手の育成、確保)

- 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者確保のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の確保、育成を推進する必要がある。

4-3) 農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、支援する必要がある。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を支援する必要がある。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 本市は市域の90%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせ、防災・減災対策につなげる取り組みを推進する必要がある。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促

進する必要がある。

- CLT（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって、市産材需要を拡大し、市内の森林整備の促進を図る必要がある。
- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるための防除対策を推進する必要がある。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策における Eco-DRR の取り組みを更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進し、従前の環境回復を積極的に取り組む必要がある。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取り組みや、境界・権利者の明確化を通じた施業の集約化が図れるよう、制度や技術の活用に係る研修会や、所有権整理に関する法的な検討会により、流域内の森林整備を推進する必要がある。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法の普及を図る必要がある。
- 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所の倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する必要がある。
- 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する必要がある。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する必要がある。

5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む必要がある。
- 市（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する必要がある。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする必要がある。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自

動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。

- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う必要がある。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）【再掲】

- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う必要がある。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める必要がある。【再掲】

- 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う必要がある。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る必要がある。【再掲】

- 長期的な污水处理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、污水处理機能の維持に努める必要がある。【再掲】

（上水道の応急復旧体制の強化）【再掲】

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。【再掲】

（上下水道部門の業務継続体制の強化）

- 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する必要がある。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の創出と活用の取り組みを検討するとともに、農業水利施設等を活用した小水力発電施設の整備や保全及び、木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。

- 木質バイオマス発電燃料の安定供給を図るため、林地に残された未利用材の搬出を推進する必要がある。

（燃料供給体制の強化）

- 市民生活に必要な燃料供給施設の事業継続力を向上させるため、施設の修繕や備品整備等の支援を推進する必要がある。

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施やサービスステーション過疎地域での燃料供給途絶の防止等を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む必要がある。

- 「分散型エネルギー」であるＬＰガスについては、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用できることから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にＬＰガスを優先供給できるようにする必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）【再掲】

- 令和６年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。【再掲】

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

(電気、通信の確保)

- 電気、通信のライフラインを確保するため、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。

5-2) 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(広域的幹線道路の整備促進)

- 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する必要がある。
- 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む必要がある。

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する必要がある。

(鉄道施設の防災・減災対策の強化)

- 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した鉄道施設の整備や安全対策を重点的に支援する必要がある。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う必要がある。
- 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)【再掲】

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業

者との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。【再掲】

- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。【再掲】

（無電柱化の推進）【再掲】

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

【再掲】

（道路施設の維持、長寿命化対策の推進）

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。
- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する必要がある。

（狹隘箇所等の整備推進）

- 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する必要がある。とくに、狹隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する必要がある。

（農林道の整備）

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立地域の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能の確保に向け、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的に林道整備を推進する必要がある。

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物対策の推進）

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営、管理及び処理先を確保するため、県等との連絡調整など、市の災害廃棄物処理計画の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。
- ごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を促進する必要がある。また、ごみ焼却施設が被災した場合でも迅速に復旧できるようにするため、施設の補修に必要な資機材及び燃料を備蓄する必要がある。
- 強靱な廃棄物処理施設を維持するとともに、停電等による廃棄物処理施設の機能低下を防ぐため、代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを各施設に整備する必要がある。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築)

- 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する必要がある。
- 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する必要がある。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)【再掲】

- 地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。【再掲】
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。【再掲】

(消防団員等の確保・育成)【再掲】

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、消防団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。【再掲】
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。【再掲】
- 高齢化する消防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。【再掲】

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取り組みを支援する必要がある。

- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧、復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備をはじめ、担い手確保につながる魅力発信等を促進することにより、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する必要がある。

(被災建築物応急危険度判定士の育成)

- 被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る必要がある。

6-3) 公共施設の損壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊(DRS)や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取り組みを推進する必要がある。

(液状化対策の推進)

- 液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する必要がある。

6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する必要がある。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取り組みについても、継続して実施する必要がある。
- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取り組みを推進する必要がある。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取り組みを検討する必要がある。

(環境保全の推進)

- 市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。
- 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・

整備を推進する必要がある。

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、支援する必要がある。【再掲】

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)【再掲】

- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する必要がある。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、県と連携強化を図る必要がある。【再掲】

6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取り組みを進めておくことが重要となる。このため、国のガイドラインや手引きにより地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする必要がある。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取り組み・手順等について、事前に整理検討する必要がある。

7 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る市民運動の推進)

- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく市民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く市民に普及・啓発を図る必要がある。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

- 大規模災害時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、備蓄・資機材の充実を促進する必要がある。また、実践的な訓練を継続して実施する必要がある。

（受援体制・広域連携の強化）【再掲】

- 県境道路や他市との境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。【再掲】
- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。【再掲】

7-2) 地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

（複合災害への対応力の強化）

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る必要がある。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。

（複合災害発生リスクの周知・啓発）

- 命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

（総合的な土砂災害対策の推進）【再掲】

- 市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する必要がある。また、土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する必要がある。【再掲】
- 令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する必要がある。【再掲】

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）【再掲】

- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する必要がある。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、県と連携強化を

図る必要がある。【再掲】

（災害対策用資機材の確保・充実）【再掲】

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。【再掲】

（総合的な大規模停電対策の推進）【再掲】

- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する必要がある。【再掲】

（情報通信事業者の災害対応力強化）【再掲】

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。【再掲】

（迅速な災害復旧体制の整備）【再掲】

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定効率化を図るなど、早期復旧に向けた取り組みを推進する必要がある。【再掲】

施策分野ごとの脆弱性評価結果

【個別施策分野】

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する必要がある。

(広域的幹線道路の整備促進)

- 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する必要がある。
- 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む必要がある。

(狭隘箇所等の整備推進)

- 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する必要がある。とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。

(孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 市域の約90%を森林が占めており、地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する必要がある。

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する必要がある。
- 大雪、暴風雪警報等の発表時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う必要がある。
- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する必要がある。
- 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る必要がある。

（無電柱化の推進）

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

（鉄道施設の防災・減災対策の強化）

- 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した鉄道施設の整備や安全対策を重点的に支援する必要がある。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う必要がある。
- 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する必要がある。

（交通事業者の災害対応力強化）

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う必要がある。
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。
- 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する必要がある。
- 気象警報等発表の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携の上で、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う必要がある。
- 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する必要がある。

（２）国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

（総合的な水害対策の推進）

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、水害が頻発していることから、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、市管理の河川・水路においても改修や整備を推進し治水事業のハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対し、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。

- 洪水時の円滑な避難のため、洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する必要がある。
- 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を踏まえ、市管理の河川・水路施設においても洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。
- 「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する必要がある。

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する必要がある。また、土砂災害発生危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する必要がある。
- これまでの要配慮者利用施設や避難所への土砂災害対策に加え、重要な防災拠点となる施設への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する必要がある。
- 平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する必要がある。
- 地震発生後には、ドローンを活用し天然ダム等を早期に発見するとともに、土砂災害の恐れがある場合には、土石流センサーを活用した監視・計測による緊急避難体制を確保する必要がある。また、大規模土砂災害に備えて、平時から関係機関と連携した防災訓練を実施する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知及び活用を促す必要がある。

（火山災害対策の推進）

- 平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山である白山への登山届が義務化された。本市には、

白山への登山口を有していることから、登山届の提出を促進し、登山者の把握と安全啓発を促進する必要がある。

- 白山火山連絡協議会など関係機関と連携を図りながら情報伝達訓練や実動訓練などの防災訓練を継続的に実施する必要がある。

(液状化対策の推進)

- 液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する必要がある。

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する必要がある。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生のおそれがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する必要がある。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する必要がある。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、支援する必要がある。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を支援する必要がある。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立地域の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能の確保に向け、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的に林道整備を推進する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 本市は市域の90%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森林整備を

計画的に推進する必要がある。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みを推進する必要がある。

- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する必要がある。
- CLT（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって、市産材需要を拡大し、市内の森林整備の促進を図る必要がある。
- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるための防除対策を推進する必要がある。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策における Eco-DRR の取り組みを更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進し、従前の環境回復を積極的に取り組む必要がある。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取り組みや、境界・権利者の明確化を通じた施業の集約化が図れるよう、制度や技術の活用に係る研修会や、所有権整理に関する法的な検討会により、流域内の森林整備を推進する必要がある。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法の普及を図る必要がある。
- 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所の倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する必要がある。
- 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する必要がある。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する必要がある。

（４）都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

（住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進）

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る必要がある。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する必要がある。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生している

ことから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する必要がある。

- 初期消火の訓練やDIGを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図る必要がある。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる必要がある。

(住宅等の防災対策の推進)

- 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報提供等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施する必要がある。また、盛土規制法の施行前に把握した大規模盛土造成地については、変動予測調査等を実施する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 商工会などと連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。
- 大規模災害時に多数の観光客等の帰宅困難者が発生すると予想されるため、避難誘導、受入れ、備蓄品の配布等及び情報提供の方法について、マニュアル化を進めるなど、体制の強化を図る必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する必要がある。また、市の罹災証明書発行業務が迅速に行えるよう、被害認定調査について、県・他市町村相互による職員応援体制に基づく支援を受け入れる必要がある。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制を確保する必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する必要がある。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、県と連携強化を図る必要がある。

(市街地整備の促進)

- 市街地の防火機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建造物が密集している地区において、建物の耐震化、不燃化等を図る必要がある。

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する必要がある。

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する必要がある。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取り組みについても、継続して実施する必要がある。
- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取り組みを推進する必要がある。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取り組みを検討する必要がある。

(環境保全の推進)

- 市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する必要がある。
- 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・整備を推進する必要がある。
- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、支援する必要がある。【再掲】

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(災害医療体制の充実)

- 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体的安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画(BCP)の見直しを行う必要がある。
- 災害拠点病院との連携を強化するとともに、近隣の県・市との相互受入等の調整を図る必要がある。
- 災害時派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入、調整・活動要領について、検討を進める必要がある。
- 市内の医師会等との協定を基に、大規模災害発生時の協力・支援体制について、平時から防災訓練等を活用した連携要領について検討を深める必要がある。

(医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進)

- 市民病院は、建設から19年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する必要がある。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時の医療器材の需要に対応するため、医薬品、食料、非常用自家発電装置の燃料等の備蓄を推進する必要がある。
- 非常用自家発電設備用の燃料を確保するために燃料供給事業者との連携強化を図る必要がある。

(避難所環境の充実)

- 避難所運営に必要な資機材、設備等を計画的に整備するとともに、備蓄品の適切な維持、管理に努める必要がある。
- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「避難所運営マニュアル」を適宜改定する必要がある。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取り組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取り組みを強化する必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制を整備する必要がある。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、自主防災組織育成研修会などにおいて避難所運営に関する研修を開催するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取り組みを強化・推進する必要がある。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議における委員への女性の登用を促進する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る必要がある。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する必要がある。
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、被災動物救援マニュアルの作成を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する必要がある。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する必要がある。
- 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める必要がある。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等

の状況により、熱中症の危険性が高まることに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る必要がある。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む必要がある。

- 本市では指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する必要がある。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 福祉避難所が円滑に運営できるよう、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練を支援するとともに、福祉避難所の充実、強化に向けて、福祉避難所管理団体との連携を強化する必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- 災害時において市民の健康管理が適切に展開できるよう、本市の「災害時保健活動～保健師編～」や、県、国が作成している災害時保健活動に基づき、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。
- 感染症予防や食中毒予防、エコノミークラス症候群予防、熱中症予防等、事前に予測できる疾患に関して、平素からパンフレット等を用いた健康教育を推進する必要がある。
- 慢性疾患の悪化やストレスによるメンタルヘルスの悪化を防ぐための、健康相談等の体制を整備する必要がある。

(医療・介護人材の育成・確保)

- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、医師会等関係機関との連携強化を図る必要がある。

(感染症対策の強化)

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、円滑な予防接種を実施する必要がある。

(社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進)

- 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。
- 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する必要がある。
- 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなど自家発電装置の設置を推進する必要がある。
- 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域又は洪水浸水想定区域に位置する、郡上偕楽園や明宝保育園をはじめとする介護老人福祉施設や保育施設（児童館）の移転等について調査、検討を行う。

（６）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

（事業継続体制の構築に向けた支援）

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やＢＣＰの策定支援、フォローアップに取り組む必要がある。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む必要がある。また、種苗生産施設においてもＢＣＰの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要がある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるＢＣＰの策定を促進する必要がある。
- 商工会や産業支援センターなどの関係機関と事業継続に係る連携を強化する必要がある。

（企業誘致の推進、企業立地の促進）

- 市内産業の生産力を強化と、他地域との競争力向上につなげるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節点という立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する必要がある。

（観光地等の風評被害防止対策の推進）

- 大規模災害発生時に、報道等で県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

（冬季観光事業者の災害対応力の強化）

- 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む必要がある。

（７）ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む必要がある。
- 市（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する必要がある。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする必要がある。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話

話等充電用資機材を確保する必要がある。

- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う必要がある。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る必要がある。
- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う必要がある。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める必要がある。
- 長期的な汚水処理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、汚水処理機能の維持に努める必要がある。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。

(上下水道部門の業務継続体制の強化)

- 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の創出と活用の取り組みを検討するとともに、農業水利施設等を活用した小水力発電施設の整備や保全及び、木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。
- 木質バイオマス発電燃料の安定供給を図るため、林地に残された未利用材の搬出を推進する必要がある。

(電気、通信の確保)

- 電気、通信のライフラインを確保するため、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、今後も引き続き事業を推進する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。

(燃料供給体制の強化)

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施やサービスステーション過疎地域での燃料供給途絶の防止等を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む必要がある。
- 「分散型エネルギー」であるLPガスについては、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用できることから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPガスを優先供給できるようにする必要がある。
- 市民生活に必要な燃料供給施設の事業継続力を向上させるため、施設の修繕や備品整備等の支

援を推進する必要がある。

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市集落を単位とした備蓄の充実を促進する必要がある。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話がともに使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する必要がある。

(8) 行政機能 ～公助の強化～

(災害初動対応力の強化)

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取り組みを推進する必要がある。また、市民が主体的に避難行動をとれるよう、避難情報を早めに空振りをおそれず発令する必要がある。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 大規模災害の発生に備え、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう、関係機関などと連携した実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、トイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する必要がある。

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する必要がある。

(消防庁舎の老朽化対策)

- 消防防災拠点である「市消防本部、郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する必要がある。大規模改修等の検討にあたっては、基幹的な防災拠点としての消防署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても消防機能が遺憾なく発揮できるようにする必要がある。
- 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

(受援体制・広域連携の強化)

- 県境道路や他市との境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。

(受援体制の整備)

- 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う必要がある。
- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急自動車等の円滑な通行を可能とするため、インターネット等を活用し、市内の発災時における道路通行規制情報をわかりやすく提供する必要がある。
- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段を検討する必要がある。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」について周知を図る必要がある。
- 外国人向け情報提供手段として、多言語防災情報アプリ等を活用した災害情報の使用推進を図る必要がある。
- 外国人向けの避難情報の多言語発信の取り組みを促進するとともに、避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する必要がある。
- 防災情報の確実な伝達と市の災害対応能力向上のため、住民への応報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難指示等発令の迅速な意思決定等に資するよう、市内の被害情報等を集約するシステムを構築する必要がある。
- 災害情報の伝達方法については、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく必要がある。
- 災害時における避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（安心・安全メール、エリアメール）など、多様なツールを導入しているが、一層の充実や迅速化を進めるため、各種サービスの効果的な利用、情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。
- 指定緊急避難場所において情報収集等の通信手段を確保するため、テレビ視聴と公衆無線LAN（Wi-Fi）ができる環境を整備した。災害時、これらの施設が適切に稼働できるよう、平時からの維持管理に努める必要がある。未整備の避難場所については、災害リスクを検証し、必要に応じてテレビ視聴、無線通信環境を整備する必要がある。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するなど、情報伝達施設の適切な維持管理に努める必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。
- 郡上市業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う必要がある。

(消防業務の継続体制強化)

- 大規模災害発生時においても、消防等における災害対応業務を実施しつつ、消防機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、「郡上市業務継続計画」を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。
- 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する必要がある。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る必要がある。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく必要がある。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やめぐみの農業協同組合等と災害時応援協定を締結し、災害時に必要となる食料等の生活必需物資の調達や、米の備蓄・供給に係る体制を構築しており、引き続き、被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、協定に基づく食料供給体制の維持を図る必要がある。

(被害想定の見直し)

- 市内に断層の所在が分かっており、県の被害想定をもとに、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取り組みを推進する必要がある。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

- 大規模災害時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、備蓄・資機材の充実を促進する必要がある。また、実践的な訓練を継続して実施する必要がある。

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る必要がある。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取り組みを進めておくことが重要となる。このため、国のガイドラインや手引きにより地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする必要がある。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取り組み・手順等について、事前に整理検討する必要がある。

(警察署との連携強化)

- 大規模震災時、警察署も被災することが予想され十分な警察力を確保できない場合に備えて、平素から警察署・駐在所と行政、自治会、消防団等が協同して治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、連絡を密にして協力体制を築く必要がある。

(消防団員による治安の維持)

- 大規模震災時、地域の治安維持や犯罪等を防ぐため、消防団による地域の警戒を実施する必要がある。

(災害対応力強化のための資機材等整備)

- 大規模災害発生時に、消防団員による人命救助、行方不明者の搜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。また、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防活動が迅速かつ的確に行われるよう、出動車両や各装備資機材、情

報通信基盤を更新計画により整備することや耐震性貯水槽等の消防水利施設を整備する必要がある。

(消防団員等の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、消防団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。
- 高齢化する消防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

(消防力の強化)

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、多言語同時通訳体制を引き続き維持する必要がある。
- 消防本部と消防団との連携強化を構築するため、各災害対応訓練を計画的に実施する必要がある。
- 複雑、多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る必要がある。

(緊急消防援助隊の支援受入体制の整備)

- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊の支援を円滑に受け入れるため、平素からの連絡体制を保持するとともに、応援部隊への支援情報整備、集結地や宿泊地の準備等、受入の体制を整備する必要がある。

(緊急ヘリポートの確保)

- 市内には、ヘリポート専用の場外離着陸場が1箇所であり、多発した孤立集落の発生に対して迅速に国や県の支援を受けるためにはヘリポートが必要である。崖崩れ等が発生して陸路が遮断され、孤立が予想される地域にはヘリポートの計画的な整備を推進する必要がある。

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営、管理及び処理先を確保するため、県等との連絡調整など、市の災害廃棄物処理計画の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。
- ごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を促進する必要がある。また、ごみ焼却施設が被災した場合でも迅速に復旧できるようにするため、施設の補修に必要な資機材及び燃料を備蓄する必要がある。
- 強靱な廃棄物処理施設を維持するとともに、停電等による廃棄物処理施設の機能低下を防ぐため、代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを各施設に整備する必要がある。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の最大化～

(防災教育の推進)

- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や、地域の特性に応じた、年3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する必要がある。
- 学校において、家庭や地域と連携した「命を守る」防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、学校の実情に応じた実効性のある自主的な取り組みの拡大に努める必要がある。
- 災害時において児童生徒の安全を確保するため、それぞれの小中学校の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応した実効性の高い危機管理マニュアルに見直す必要がある。

(災害から命を守る市民運動の推進)

- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく市民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く市民に普及・啓発を図る必要がある。

(住民主体での避難対策の強化)

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく必要がある。
- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの継続的な修正を行い、市民に公表し、住んでいる地域の情報について、周知する必要がある。
- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順（マイ・タイムライン）を考えることの重要性を住民に周知する必要がある。

(要配慮者支援の推進)

- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取り組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取り組みといった優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定を進める。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみの防災訓練の実施を促進する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で

活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。

- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取り組みを支援する必要がある。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

(農業担い手の育成、確保)

- 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者確保のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の確保、育成を推進する必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧、復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備をはじめ、担い手確保につながる魅力発信等を促進することにより、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する必要がある。

(被災建築物応急危険度判定士の育成)

- 被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る必要がある。

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資の供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 引き続き、物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

(災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築)

- 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する必要がある。
- 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する必要がある。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する必要がある。

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(道路施設の維持、長寿命化対策の推進)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。
- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する必要がある。

(河川・水路施設等の維持・長寿命化対策)

- 浸水被害を回避または最小限に抑えるためには河川・水路施設等が確実に機能を発揮できるような機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う災害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に市民の生命、財産や暮らしを守るよう、適宜、点検等を行い、点検結果に基づく適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する必要がある。

(13) デジタル等新技術活用 ～デジタル等新技術による強靱化施策の高度化～

(情報収集手段の多様化)

- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する必要がある。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。
- 災害時に、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する必要がある。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取り組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。

(防災・減災データの提供・情報発信の推進)

- 市内の河川の水位データや降積雪データの提供など、より分かりやすいデータの提供を進める必要がある。

リスクシナリオごとの推進方針

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、一層の耐震化を図る。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する。
- 土砂災害特別警戒区域内においても安心して暮らせるよう、壁や基礎などの強化を行い、土砂災害に強い住宅づくりを推進する。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する。
- 初期消火の訓練やD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図る。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。
- 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる。

(住宅等の防災対策の推進)

- 過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。

(公共施設等の長寿命化対策)

- 公共建築物等の計画的な改修及び更新は、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報提供等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法に基づき既存盛土等調査を実施する。また、盛土規制法の施行前に把握した大規模盛土造成地については、変動予測調査等を実施する。

(市街地整備の促進)

- 市街地の防火機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建造物が密集している地区において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。

(被害想定の見直し)

- 市内に断層の所在が分かっており、県の被害想定をもとに、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な水害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、水害が頻発していることから、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、市管理の河川・水路においても改修や整備を推進し治水事業のハード対策を迅速に進める。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対し、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。
- 洪水時の円滑な避難のため、洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する。
- 本市は、急峻な山々に囲まれて網の目のように河川が流れる地形が多く、集中豪雨などによる水害や土砂災害が発生しやすいことから、災害を未然に防ぐための危険箇所の早期解消を図るため、河川管理者と連携した河川整備を促進するとともに、洪水時の河川情報の充実を図るなど、ハード対策・ソフト対策の両面にわたって防災・減災対策を推進する。
- 平成30年7月豪雨などの災害を踏まえ、市管理の河川・水路施設においても洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。
- 「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する。

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等のハード対策を計画的に推進する。また、大規模地震や異常豪雨により災害発生の恐れがあるため池について、ハザードマップを作成し、危険箇所を地域住民に周知する。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る。

(河川・水路施設等の維持・長寿命化対策)

- 浸水被害を回避または最小限に抑えるためには河川・水路施設等が確実に機能を発揮できるよう機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う災害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に市民の生命、財産や暮らしを守るよう、適宜、点検等を行い、点検結果に基づく適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する。

1-3) 大規模な土砂災害や火山噴火による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策の推進)

- 市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する。また、土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。
- 令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する。
- これまでの要配慮者利用施設や避難所への土砂災害対策に加え、重要な防災拠点となる施設への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される地域等を保全する施設整備を推進する。
- 平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）により急激に河川水位が上昇、また土中雨量が上昇するなどの事象が頻発化しており、今後、さらに地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが危惧されることから、県が指定する土砂災害特別警戒区域等をもとにした土砂災害ハザードマップ及び、洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップを作成し、居住地の災害リスク情報を市民へ提供し、被災時の避難経路等を確認してもらうなど防災意識の啓もうを推進する。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知及び活用を促す。
- 地震発生後には、ドローンを活用し天然ダム等を早期に発見するとともに、土砂災害の恐れがある場合には、土石流センサーを活用した監視・計測による緊急避難体制を確保する。また、大規模土砂災害に備えて、平時から関係機関と連携した防災訓練を実施する。

(火山災害対策の推進)

- 平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山である白山への登山届が義務化された。本市には、白山への登山口を有していることから、登山届の提出を促進し、登山者の把握と安全啓発を促進する。
- 白山火山連絡協議会など関係機関と連携を図りながら情報伝達訓練や実動訓練などの防災訓練を継続的に実施する。

1-4) 避難行動に必要な情報が適切に住民等に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(情報収集手段の多様化)

- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた通信手段の確保を検討する。
- 災害時に、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 洪水時の円滑な避難のため、洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する。【再掲】
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急自動車等の円滑な通行を可能とするため、インターネット等を活用し、市内の発災時における道路通行規制情報をわかりやすく提供する。
- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段を検討する。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119緊急通報システム」について周知を図る。
- 外国人向け情報提供手段として、多言語防災情報アプリ等を活用した災害情報の使用推進を図る。
- 外国人向けの避難情報の多言語発信の取り組みを促進するとともに、避難情報等をプッシュ型で提供するアプリの普及を促進する。
- 防災情報の確実な伝達と市の災害対応能力向上のため、住民への応報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難指示等発令の迅速な意思決定等に資するよう、市内の被害情報等を集約するシステムを構築する。
- 災害情報の伝達方法については、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく。
- 災害時における避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール（安心・安全メール、エリアメール）など、多様なツールを導入しているが、一層の充実や迅速化を進めるため、各種サービスの効果的な利用、情報伝達手段の多重化を推進する。
- 指定緊急避難場所において情報収集等の通信手段を確保するため、テレビ視聴と公衆無線LAN（Wi-Fi）ができる環境を整備した。災害時、これらの施設が適切に稼働できるよう、平時からの維持管理に努める。未整備の避難場所については、災害リスクを検証し、必要に応じてテレビ視聴、無線通信環境を整備する。

(住民主体での避難対策の強化)

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミン

グと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく。

- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの継続的な修正を行い、市民に公表し、住んでいる地域の情報について、周知する。
- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順（マイ・タイムライン）を考えることの重要性を住民に周知する。

（防災・減災データの提供・情報発信の推進）

- 市内の河川の水位データや降積雪データの提供など、より分かりやすいデータの提供を進める。

（防災教育の推進）

- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育や、地域の特性に応じた、年3回の異なる危険を想定した命を守る訓練を実施する。
- 学校において、家庭や地域と連携した「命を守る」防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、学校の実情に応じた実効性のある自主的な取り組みの拡大に努める。
- 災害時において児童生徒の安全を確保するため、それぞれの小中学校の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応した実効性の高い危機管理マニュアルに見直す。
- 小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。【再掲】

（要配慮者支援の推進）

- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取り組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取り組みといった優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定を進める。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみの防災訓練の実施を促進する。

（防災人材の育成・活躍促進）

- 地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。

（防災情報通信システムの維持管理）

- 長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するなど、情報伝達施設の適切な維持管理に努める。

1-5) 暴風雪や豪雪等に伴う災害による多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪機械等の計画的な整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制を強化する。
- 大雪、暴風雪警報等の発表時には警戒体制等を取り、関係機関からの情報収集や連絡調整をしながら除雪作業を行い、場合によっては通行規制を行う。
- 大雪等に備え、事前に河川や公園等施設の管理者と協議を行い雪捨て場の確保を図る。
- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採については、毎年沿道林修景整備（凍結防止等）、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、道路ネットワーク及び電気、通信のライフラインを確保するため、今後も引き続き事業を推進する。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う。
- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る。
- 災害時における市民の交通手段を確保するため、主要幹線において代替ルートを想定した運行手法を検討するとともに、代替交通を確保するため、鉄道及びバスの連携体制を構築する。
- 気象警報等発表の際は、気象情報や道路河川、発災状況など関係機関から情報収集を行い、交通事業者と連携の上で、安全を最優先とした的確な運行体制を講じ、速やかに利用者への周知を行う。
- 安全運行を確保するため、適正な車両整備を推進する。

(冬季観光事業者の災害対応力の強化)

- 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 大規模災害の発生に備え、物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう、関係機関などと連携した実動訓練を継続的に実施する。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、トイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する。

(支援物資の供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 引き続き、物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める。
- 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る。
- 長期的な污水处理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、污水处理機能の維持に努める。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。

2-2) 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

(孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 市域の約90%を森林が占めており、地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進する。

(道路啓開の迅速な実施)【再掲】

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。【再掲】

(非常用物資の備蓄促進)【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。【再掲】

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄(1週間分程度)を呼びかけるほか、市集落を単位とした備蓄の充実を促進する。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話がともに使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する。

(緊急ヘリポートの確保)

- 市内には、ヘリポート専用の場外離着陸場が1箇所であり、多発した孤立集落の発生に対して迅速に国や県の支援を受けるためにはヘリポートが必要である。崖崩れ等が発生して陸路が遮断され、孤立が予想される地域にはヘリポートの計画的な整備を推進する。

2-3) 警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(災害対応力強化のための資機材等整備)

- 大規模災害発生時に、消防団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。また、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する。
- 大規模災害発生時に、消防活動が迅速かつ的確に行われるよう、出動車両や各装備資機材、情報通信基盤を更新計画により整備することや耐震性貯水槽等の消防水利施設を整備する。

(消防庁舎の老朽化対策)

- 消防防災拠点である「市消防本部」「郡上中消防署」「郡上北消防署」「南出張所」庁舎は、耐震基準は満たしているが、法定耐用年数から見ると老朽化が進んでいるため、施設の修繕を推進するとともに、大規模改修等を検討する。大規模改修等の検討にあたっては、基幹的な防災拠点としての消防署の改築整備による施設の高度化を図り、災害時においても消防機能が遺憾なく発揮できるようにする。
- 大規模改修等については、郡上市公共施設等総合管理計画及び郡上市公共施設適正配置計画と整合性を持ちながら推進する。

(消防業務の継続体制強化)

- 大規模災害発生時においても、消防等における災害対応業務を実施しつつ、消防機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、「郡上市業務継続計画」を見直すなど業務継続体制を強化する。

- 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を検討する。

(消防力の強化)

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- 複雑、多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。
- 消防本部と消防団との連携強化を構築するため、各災害対応訓練を計画的に実施する。

(緊急消防援助隊の支援受入体制の整備)

- 大規模災害発生時における緊急消防援助隊の支援を円滑に受け入れるため、平素からの連絡体制を保持するとともに、応援部隊への支援情報整備、集結地や宿泊地の準備等、受入の体制を整備する。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 初期消火の訓練やDIGを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図る。また、大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車やミキサー車を活用した給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。【再掲】

(受援体制の整備)

- 岐阜県緊急消防援助隊受援計画に基づき、郡上市消防本部受援計画の見直しを行う。
- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。

(消防団員等の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、消防団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。
- 高齢化する消防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 災害時にも、患者や地域住民の生命や身体の安全に対応するため、医療を継続して提供するための病院機能を維持し、または機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための事業継続計画（BCP）の見直しを行う。

- 災害拠点病院との連携を強化するとともに、近隣の県・市との相互受入等の調整を図る。
- 災害時派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入、調整・活動要領について、検討を進める。
- 市内の医師会等との協定を基に、大規模災害発生時の協力・支援体制について、平時から防災訓練等を活用した連携要領について検討を深める。
- (医療施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進)**
- 市民病院は、建設から19年以上が経過し、設備の老朽化も進んできたため、災害時に医療機能が低下しないための施設・設備の定期点検の実施、不具合部分の計画的修繕や更新など行うとともに、自家発電装置等のある地下室への浸水対策を検討する。
- (医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)**
- 災害時の医療器材の需要に対応するため、医薬品、食料、非常用自家発電装置の燃料等の備蓄を推進する。
- 非常用自家発電設備用の燃料を確保するために燃料供給事業者との連携強化を図る。
- (医療・介護人材の育成・確保)**
- 災害時における医師等医療従事者を確保するため、医師会等関係機関との連携強化を図る。
- (社会福祉施設等の耐震化、老朽化、防災対策の推進)**
- 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。
- 非常災害対策計画の策定状況について早急に確認をし、未策定の場合は策定を支援する。
- 停電による施設の機能低下を防ぐため、国庫補助事業などの活用を促すなど自家発電装置の設置を推進する。
- 多様な災害に確実かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携した避難訓練の実施を支援する。
- 土砂災害特別警戒区域又は洪水浸水想定区域に位置する、郡上偕楽園や明宝保育園をはじめとする介護老人福祉施設や保育施設(児童館)の移転等について調査、検討を行う。

2-5) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所環境の充実)

- 避難所運営に必要な資機材、設備等を計画的に整備するとともに、備蓄品の適切な維持、管理に努める。
- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「避難所運営マニュアル」を適宜改定する。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取り組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取り組みを強化する。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制を整備する。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、自主防災組織育成研修会などにおいて避難所運営

に関する研修を開催するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取り組みを強化・推進する。

- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議における委員への女性の登用を促進する。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する。
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、被災動物救援マニュアルの作成を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。

（避難所の防災機能の向上）

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウイルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まることに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む。
- 本市では指定避難所を公共施設のみで確保することは困難であるため自治会が管理する集会施設等を避難所に指定している。地震災害に対応する指定避難所は、耐震化されていることが必要であるため、自治会が実施する耐震化工事に補助金を交付して耐震化を推進する。
- 浸水害に対応した指定避難所の中で、耐震化が完了していない施設については、地震災害にも対応できるよう耐震化を進める。

（福祉避難所の運営体制確保）

- 福祉避難所が円滑に運営できるよう、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練を支援するとともに、福祉避難所の充実、強化に向けて、福祉避難所管理団体との連携を強化する。

（災害時健康管理体制の整備）

- 災害時において市民の健康管理が適切に展開できるよう、本市の「災害時保健活動～保健師編～」や、県、国が作成している災害時保健活動に基づき、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。
- 感染症予防や食中毒予防、エコノミークラス症候群予防、熱中症予防等、事前に予測できる疾患に関して、平素からパンフレット等を用いた健康教育を推進する。

- 慢性疾患の悪化やストレスによるメンタルヘルスの悪化を防ぐための、健康相談等の体制を整備する。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。また、市の罹災証明書発行業務が迅速に行えるよう、被害認定調査について、県・他市町村相互による職員応援体制に基づく支援を受け入れる。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制を確保する。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、県と連携強化を図る。

2-6) 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 商工会などと連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する。
- 大規模災害時に多数の観光客等の帰宅困難者が発生すると予想されるため、避難誘導、受入れ、備蓄品の配布等及び情報提供の方法について、マニュアル化を進めるなど、体制の強化を図る。

(非常用物資の備蓄促進)【再掲】

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。【再掲】

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症対策の強化)

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、円滑な予防接種を実施する。

(避難所環境の充実)【再掲】

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「避難所運営マニュアル」を適宜改定する。また、避難所での生活が長期化

することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取り組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取り組みを強化する。【再掲】

- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制を整備する。【再掲】
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、自主防災組織育成研修会などにおいて避難所運営に関する研修を開催するなど、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取り組みを強化・推進する。【再掲】
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する。【再掲】
- ペット同行避難者の受入れ体制を構築するため、被災動物救援マニュアルの作成を行うとともに、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。【再掲】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取り組みを推進する。また、市民が主体的に避難行動をとれるよう、避難情報を早めに空振りをおそれず発令する。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取り組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する。
- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取り組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」についても広く市民に普及していく。【再掲】
- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「避難所運営マニュアル」を適宜改定する。また、避難所での生活が長期化することを見据え、トイレトラック、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取り組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取り組みを強化する。【再掲】
- 具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把

握可能な表現による避難情報発令、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。【再掲】

- 防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化を検討する。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段を検討する。【再掲】

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 災害対策本部及び支部が設置される庁舎が、災害対応の中核拠点として機能できるよう、施設の耐震性を高めるとともに、長時間稼働の非常用電源の確保や高効率照明機器、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 本庁舎及び支所庁舎の立地条件や自然環境を再検証し、想定される危険度、災害リスクに対応できるよう、浸水対策や土砂災害対策を着実に推進する。

(受援体制・広域連携の強化)

- 県境道路や他市との境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る。
- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。【再掲】

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。
- 郡上市業務継続計画（BCP）を策定し、非常時優先業務や職員参集想定等を定めているが、計画が形骸化しないよう、職員への周知を図るとともに継続的な見直しを行う。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る。

3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(警察署との連携強化)

- 大規模震災時、警察署も被災することが予想され十分な警察力を確保できない場合に備えて、平素から警察署・駐在所と行政、自治会、消防団等が協同して治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、連絡を密にして協力体制を築く。

(消防団員による治安の維持)

- 大規模震災時、地域の治安維持や犯罪等を防ぐため、消防団による地域の警戒を実施する。

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やBCPの策定支援、フォローアップに取り組む。
- 漁業協同組合において漁獲水産物の集出荷場における品質保持のため、冷凍、冷蔵機器の非常用電源の確保等に取り組む。また、種苗生産施設においてもBCPの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるBCPの策定を促進する。
- 商工会や産業支援センターなどの関係機関と事業継続に係る連携を強化する。

(企業誘致の推進、企業立地の促進)

- 市内産業の生産力を強化と、他地域との競争力向上につなげるため、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節点という立地条件を活かし、製造業や物流施設等の企業誘致を推進する。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時に、報道等で県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

(冬季観光事業者の災害対応力の強化)【再掲】

- 市内には大規模なスキー場が多数存在し、毎年多くの観光客が訪れている。豪雪等の大雪災害からスキー客等の安全確保を図るため、郡上市スキー観光安全対策協議会が主体となって冬季観光客の安全対策に取り組む。【再掲】

4-2) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やめぐみの農業協同組合等と災害時応援協定を締結し、災害時に必要となる食料等の生活必需物資の調達や、米の備蓄・供給に係る体制を構築しており、引き続き、被災者に食料等を迅速に供給できるようにするため、協定に基づく食料供給体制の維持を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(農業担い手の育成、確保)

- 農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の拡大防止を図るため、新規就農者確保のための相談対応や研修指導、施設整備など包括的な支援を展開することにより、農業の担い手の確保、育成を推進する。

4-3) 農地・森林等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、支援する。
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を支援する。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。

(災害に強い森林づくり)

- 本市は市域の90%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための間伐等の森林整備を計画的に推進する。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、森林の整備と治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みを推進する。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、郡上市森林マネジメント協議会等関係機関と連携して森林整備を促進する。
- CLT（直交集成板）等の木製品、新工法及び新規用途の開発・普及によって、市産材需要を拡大し、市内の森林整備の促進を図る。
- 適正な鳥獣保護管理を推進するため、調査の実施により生息数や分布状況を把握するとともに、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等の森林被害を軽減させるための防除対策を推進する。
- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、治山対策におけるEco-DRRの取り組みを更に進めていくため、荒廃地の生態系に配慮した植生回復や樹林化を推進し、従前の環境回復を積極的に取り組む。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、治山対策を推進する流域内において、地域住民、森林所有者及び地域外関係者等が一体となり、森林の保全管理の取り組みや、境界・権利者の明確化を通じた施業の集約化が図れるよう、制度や技術の活用に係る研修会や、所有権整理に関する法的な検討会により、流域内の森林整備を推進する。また、リモートセンシング技術等を活用した森林境界明確化の手法の普及を図る。
- 林内の倒木等が豪雨時に下流へ流出し、民家・道路等に被害をおよぼすことを未然に防止するため、流出のおそれがある箇所への倒木処理を推進するとともに、集落、農地、生活道路等に隣接した森林の整備を行うことにより、風雪害による倒木、それにより誘発される土砂崩壊、雪崩による被害を防止する。
- 木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、市産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、新規林業就労者の支援や、林業技術者の実地研修等により、林業の担い手確保・育成を推進する。

5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む。
- 市（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者と市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）【再掲】

- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持するため、水道施設の点検・修繕を行い、延命化に努めるとともに、水道事業ビジョンにより計画的に施設更新を行う。また、周辺自治体と連携する応急給水、及び応急復旧の体制強化に努める。【再掲】
- 下水道ストックマネジメント計画により、計画的に下水施設の更新を行う。また、耐震化を推進するとともに、統合事業により下水道処理施設の効率化を図る。【再掲】
- 長期的な污水处理機能を確保するため、農業集落排水施設最適化整備構想に基づき、機能強化事業を推進し、污水处理機能の維持に努める。【再掲】

（上水道の応急復旧体制の強化）【再掲】

- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。【再掲】

（上下水道部門の業務継続体制の強化）

- 災害時において上下水道施設の機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制の検証を行い、非常時優先業務と人員計画等の不断の見直しを推進する。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の創出と活用の取り組みを検討するとともに、農業水利施設等を活用した小水力発電施設の整備や保全及び、木質バイオマス発電の導入等を推進する。
- 木質バイオマス発電燃料の安定供給を図るため、林地に残された未利用材の搬出を推進する。

(燃料供給体制の強化)

- 市民生活に必要な燃料供給施設の事業継続力を向上させるため、施設の修繕や備品整備等の支援を推進する。
- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施やサービスステーション過疎地域での燃料供給途絶の防止等を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む。
- 「分散型エネルギー」であるLPガスについては、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用できることから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPガスを優先供給できるようにする。

(道路啓開の迅速な実施)【再掲】

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。【再掲】

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(電気、通信の確保)

- 電気、通信のライフラインを確保するため、ライフライン保全対策（電線等）により事業を実施しているが、今後も引き続き事業を推進する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。

5-2) 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(広域的幹線道路の整備促進)

- 切迫する南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、発災時には日本海側から太平洋沿岸の被災地へ支援物資の運搬など復興支援バックアップが期待される。福井県境に接する本市の地域性と、代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道へつながるアクセス道の強化を図るとともに、直轄管理国道及び濃飛横断自動車道をはじめとした主要な骨格幹線道路の整備を促進し、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした市内の幹線道路ネットワークを構築する。
- 広域幹線道路ネットワークは、災害発生時の避難や救急救援物資の輸送、ライフラインの早期復旧などの役割を果たすだけでなく、地域資源を活かした産業の活性化や広域的な経済活動を促進する効果が期待されるため、今後も継続して広域的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む。

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

○ 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する。

○ 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する。

(鉄道施設の防災・減災対策の強化)

○ 長良川鉄道の安全運行を確保するため、老朽化した鉄道施設の整備や安全対策を重点的に支援する。また、地域を支える重要な交通機関であることから、引き続き利用促進や経営に対し支援を行う。

○ 鉄道の長期にわたる機能停止に備え、代替交通を確保するため、市内交通事業者との連携体制を構築する。

(交通事業者の災害対応力強化)【再掲】

○ 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、運輸・交通事業者との情報共有や連絡体制の確認を引き続き行う。【再掲】

○ 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る。【再掲】

(無電柱化の推進)【再掲】

○ 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市内の主要道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。【再掲】

(道路施設の維持、長寿命化対策の推進)

○ 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化の進行が見込まれるため「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画及び「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を策定し修繕を進めている。今後も引き続き計画的な点検、補修等を実施する。

○ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復等を地下構造物の管理者と連携して実施する。

(狭隘箇所等の整備推進)

○ 山間地域に位置する本市においては、人、物の移動、輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、市管理道路をはじめとした、地域を繋ぐ道路整備を推進する。とくに、狭隘箇所や崩落、落石危険箇所のある道路は、消火活動や救急活動をはじめ、災害時の避難行動の妨げとなることから、拡幅等の工事を推進する。

(農林道の整備)

○ 地域交通ネットワークの強化及び孤立地域の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しており、避難路や代替輸送路機能の確保に向け、引き続き整備を推進する。

○ 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的に林道整備を推進する。

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営、管理及び処理先を確保するため、県等との連絡調整など、市の災害廃棄物処理計画の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。
- ごみ焼却施設の更新、基幹改良について、耐震性の向上、浸水対策等を促進する。また、ごみ焼却施設が被災した場合でも迅速に復旧できるようにするため、施設の補修に必要な資機材及び燃料を備蓄する。
- 強靱な廃棄物処理施設を維持するとともに、停電等による廃棄物処理施設の機能低下を防ぐため、代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを各施設に整備する。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入れ・連携体制の構築)

- 災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、行政、郡上市社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア団体等が連携、協働して活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を推進する。
- 郡上市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりを指導、支援する。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する。

(防災人材の育成・活躍促進)【再掲】

- 地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。【再掲】
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。【再掲】
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。【再掲】

(消防団員等の確保・育成)【再掲】

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、

団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、消防団員ＯＢや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。【再掲】

- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。【再掲】
- 高齢化する消防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。【再掲】

（コミュニティ活動の担い手養成）

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取り組みを支援する。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

（建設業の担い手育成・確保）

- 地域の復旧、復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備をはじめ、担い手確保につながる魅力発信等を促進することにより、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

（被災建築物応急危険度判定士の育成）

- 被災した住宅の危険度判定を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士の資格取得を推進し、危険度判定体制の強化を図る。

6-3) 公共施設の損壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害対策用資機材の確保・充実）

- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。

（迅速な災害復旧体制の整備）

- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取り組みを推進する。

（液状化対策の推進）

- 液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する。

6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

（文化財等の保護対策の推進）

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取り組みについても、継続して実施する。
 - 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取り組みを推進する。
 - 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取り組みを検討する。
- (環境保全の推進)**
- 市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。
 - 各地域で優れた森林景観の形成を図るため、観光道路等から眺望でき、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、公的関与の高い管理・整備を推進する。
 - 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取り組みや、「田んぼダム」の導入に向けた取り組みに対して、支援する。【再掲】

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)【再掲】

- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、県と連携強化を図る。【再掲】

6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取り組みを進めておくことが重要となる。このため、国のガイドラインや手引きにより地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取り組み・手順等について、事前に整理検討する。

7 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る市民運動の推進)

- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく市民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く市民に普及・啓発を図る。

(災害に伴う事象の複数かつ同時発生時における対応力の強化)

- 大規模災害時に孤立地域が発生した場合には、孤立地域に対する迅速な支援が行えるよう、備蓄・資機材の充実を促進する。また、実践的な訓練を継続して実施する。

(受援体制・広域連携の強化)【再掲】

- 県境道路や他市との境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る。【再掲】
- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を単独で対応することは困難であるため、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）について検討を行い、これらを取りまとめた受援計画を策定し、地域防災計画等に位置づけておく。【再掲】

7-2) 地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

(総合的な土砂災害対策の推進)【再掲】

- 市内には土砂災害の恐れのある区域が多数存在しており、治山整備、急傾斜地、土砂災害対策等の災害防止対策を県と連携して計画的に実施する。また、土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。【再掲】
- 令和6年能登半島地震により崩壊した土砂が、令和6年9月の能登半島での豪雨により下流へ流出し大きな被害をもたらしたことから、土砂や流木等を確実に補足できるよう砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する。【再掲】
- (応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)【再掲】
- 建設型応急仮設住宅については、県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、県と連携強化を図る。【再掲】
- (災害対策用資機材の確保・充実)【再掲】
- 激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄倉庫を整備する。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。【再掲】
- (総合的な大規模停電対策の推進)【再掲】
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、優先的な電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようにするための連携・協力体制を構築する。【再掲】
- (情報通信事業者の災害対応力強化)【再掲】
- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。【再掲】
- (迅速な災害復旧体制の整備)【再掲】
- 水害・土砂災害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（DRS）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取り組みを推進する。【再掲】

郡上市国土強靱化地域計画

令和7年7月

〒501-4297

岐阜県郡上市八幡町島谷228

郡上市総務部総務課

TEL : 0575-67-1121

FAX : 0575-67-1711

E-mail : soumu@city.gujo.lg.jp